

そこが知りたい！

国際税務ニュースレター

今回のテーマ： BEPS 行動計画 13「国別報告書」の概要

OECD/G20 諸国¹は BEPS (Base Erosion and Profit Shifting) 行動計画の討議を進めています。今回は OECD が公表した「BEPS 行動計画」(国際課税ルールに関する 15 の具体的な行動)のうち、行動 13 の成果物である「多国籍企業の企業情報の文書化」について、その概要を紹介します。

行動 13 の課題と目標

OECD/G20 諸国は、2014 年 9 月に「移転価格文書化及び国別報告書に関するガイダンス (9 月報告書: the September Report)」を公表し、2015 年 2 月には、その提供方法に関するガイダンスが合意されました。

行動 13 は、多国籍企業グループによるグループ内取引を通じた所得の海外移転に対して、適正な課税 (移転価格税制) を実現するためには、グループ取引の全体像に関する情報が必要です。そのために、国ごとの売上、所得、経済活動、納税額の配分に関する情報を共通様式にしたがって各国政府に報告させることを目標としています。

実施内容

- ・連結売上 7.5 億ユーロ (日本円で 1,000 億円) 以上の企業グループに対して、2016 年 1 月 1 日以降開始される事業年度より、各国税務当局への報告書提出を義務付けます。
- ・2016 年 1 月 1 日以降開始する事業年分より、事業年度終了後 1 年以内に提出します。

国別報告書とは

9 月報告書では移転価格の文書化を、①マスターファイル、②ローカルファイル、③国別報告書 (CbC レポート: Country-by-Country Report) の 3 つに分類し、①のマスターファイルと③の国別報告書は親会社で作成し、②のローカルファイルは親会社・子会社が各々作成するとしています。

さらに、BEPS プロジェクト参加国が、多国籍企業グループに対して③の国別報告書の提供を求め、それを活用するには、Confidentially (租税条約等で担保される程度の高いレベルの守秘を確保)、Consistency (国際的合意に対する国内法や執行の整合性の確保)、Appropriate Use (入手文書はあくまでリスク評価の参考として使用する) の 3 条件を満たすことが、必要であるとしています。

国別報告書の記載内容

企業の収入金額、税引前所得金額、発生・支払所得税額、従業員、資本金、留保所得、有形資産を国別に毎年報告すること、各国において事業を行うグループ内の会社を特定し、その会社が従事する事業活動の内容を記載することが求められます (テンプレート参照)。

国別報告書の提供方法の枠組み

対象企業グループの親会社が所在する国の当局が、当該親会社に国別報告書の提出を義務付けることとなります。各国の税務当局は条約の規定により、上記の 3 条件を満たした国の当局に対して自動的情報交換によって多国籍企業グループの国別報告書を要求できます。

国別報告書の位置づけ

2014 年行動指針に関するレポートパラグラフ 25 によれば、国別報告書は、ハイレベルな移転価格リスク分析のために有用であり、税務当局が BEPS に関連するリスクの評価や経済的・統計的分析に用い

¹ OECD 租税委員会 (CFA) の運営のもと、OECD 加盟国と OECD 非加盟国 8 カ国 (中国、インド、ロシア、アルゼンチン、ブラジル、インドネシア、サウジアラビア、南アフリカ) により構成されています。



Grant Thornton

An instinct for growth™

る可能性があります。国別報告書の情報それ自体が個々の取引の移転価格の適切性を証明するもの、つまり決定的な証拠として使われるものではないとされています。

今後の対応

OECD から公表された国別報告書の提出義務により国内法の手当てが必要となり、平成 28 年度の税制改正から考慮される可能性があります。日本の企業は、海外子会社の税務情報を管理していない場合が多いので、グローバルな税務ガバナンスの導入が必要となります。

お見逃しなく！

BEPS の次なる成果物は、2015 年 9 月及び 12 月に報告される予定です。移転価格の文書化及び国別報告書の基準については、その運用を継続的に見直す観点から 2020 年末までを目途に BEPS プロジェクトの参加国により検討が続けられる予定です。

*Annex III to Chapter V***A model template for the Country-by-Country Report****Table 1. Overview of allocation of income, taxes and business activities by tax jurisdiction**

Name of the MNE group: Fiscal year concerned:									
Tax Jurisdiction	Revenues		Profit (Loss) Before Income Tax	Income Tax Paid (on cash basis)	Income Tax Accrued – Current Year	Stated capital	Accumulated earnings	Number of Employees	Tangible Assets other than Cash and Cash Equivalents
	Unrelated Party	Related Party							

Table 2. List of all the Constituent Entities of the MNE group included in each aggregation per tax jurisdiction

Tax Jurisdiction	Constituent Entities resident in the Tax Jurisdiction	Tax Jurisdiction of organisation or incorporation if different from Tax Jurisdiction of Residence	Name of the MNE group: Fiscal year concerned:															
			Research and Development	Holding or Managing intellectual property	Purchasing or Procurement	Manufacturing or Production	Sales, Marketing or Distribution	Administrative, Management or Support Services	Provision of Services to unrelated parties	Internal Group Finance	Regulated Financial Services	Insurance	Holding shares or other equity instruments	Dormant	Other?			
	1.																	
	2.																	
	3.																	
	1.																	
	2.																	
	3.																	

² Please specify the nature of the activity of the Constituent Entity in the “Additional Information” section.